

Title	環境と経済(12) : ユニバーサルデザインの環境法
Sub Title	Environment and economy (12)
Author	六車, 明(Rokusha, Akira)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2014
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.30 (2014. 10) ,p.137- 155
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20141006-0137

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

環境と経済 (12)

——ユニバーサルデザインの環境法——

六 車 明

はじめに

- I ユニバーサルデザインの法
 - 1 ユニバーサルデザイン
 - 2 ユニバーサルデザインの条約と法律
 - 3 アクセシビリティの条約と法律
 - II ユニバーサルデザインの環境法
 - 1 緊急時における環境情報の提供
 - 2 環境白書・環境影響評価書類
 - 3 環境教育・広報活動・NGO
- おわりに

はじめに

環境に恵まれた場所があったとしても、ある人はその環境を視覚的には感じることができない。音や肌などで感じるであろう。風が木の葉の間を通り抜けていく音を安心して聞きながら歩くことができるためには、そのようなことができる道がなければならないであろう。そもそも、自分の住んでいるところから、どのようにして、その環境に恵まれたところまで行くことができるのだろうか。

恵まれた環境を視覚的に感じることができても、音を感じるできない人もいる。後ろから来る自動車や自転車に不安を感じない道でなければ、心か

ら花を楽しむことはできないであろう。

そして、ある人は、このような環境を視覚的にも聴覚的にも感じるができない。

季節が変わっていくにつれて、様々な香りがしていることもあるだろう。目の不自由な人や、耳の不自由な人、あるいはその双方が不自由な人にとって、香りは、美しい環境の要素として占める割合が多いのではないだろうか。他方で、香りを感じることができない人もいる。

広瀬浩二郎は、視覚障害者の花見の方法として、5つのポイントを挙げているが、その1番目が「嗅ぐ」である。そして、「桜の花には梅のような強い匂いはないが、独特の香りがある。満開の花のいい匂いを思いっきり吸い込むのも花見の醍醐味だ。」という。5番目のポイントは、「擦（こす）る」である。広瀬は、「桜の木の幹や蕾をそっと手で擦る。枝垂桜なら満開の花にもさわることができる。八重桜のふんわりした花びらの感触は、ぜひ晴眼者にも体験してほしい。」という¹⁾。

1997年（平成9年）にオープンした大阪府営大泉緑地ふれあいの庭は、0.2ヘクタールの広さではあるが、視覚、聴覚、触覚、嗅覚、味覚の五感を活用できるように設計され、施設の高さについての配慮もされている²⁾。

よい環境を楽しむためには視点の高さということが大切なこともあるだろう。視点の低い人にはよく見えないが、視点の高い人にはよく見えるという景色もあるだろう³⁾。あるいは反対のこともあるだろう。

心や感情などの問題をかかえる人が、都市や街の景観、例えば建物の色彩などについて、どのような気持ちで見ているのか、ということも考えなければならない。

1) 広瀬浩二郎『さわる文化への招待—触覚でみる手学問のすすめ』（世界思想社・2009年）120、121頁。

2) 株式会社ユーディ・シーのHP、ユニバーサルデザイン.jpの「ユニバーサルデザインの今」2001年4月号欄（<http://universal-design.jp/currently/machi/machi11.html>）（2014年3月24日検索）。

よい環境のあるところに行くことができればよいというわけではない。環境に関して損害を被ったときに、住んでいるところを出て、弁護士の事務所に行けるであろうか。裁判所へ行くところができるかどうか。裁判所に行き着いて、法廷や和解室までたどり着くことができるかどうか。裁判を受ける権利（憲法32条）は、実際にはどのように機能しているのか。

日本は、2014年（平成26年）1月20日（現地時間）、ニューヨークにおいて、障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）の批准書を国際連合事務総長に寄託した。この日までに、この条約に締約していた国は、140の国と欧州連合であった。日本について、この条約の効力が発生したのは、この寄託から30日目の日である同年2月19日である（条約45条2項⁴⁾）。

この条約の目的を定める1条の第1文と第2文は次のとおりである。

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的、感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

3) 国立高層マンション控訴審判決（東京高裁2004年（平成16年）10月27日判決、判例時報1877号40頁）は、「第三 当裁判所の判断、四 景観被害について、(3) 景観利益の多様性」のところで、「景観は、対象としては客観的な存在であっても、これを観望する主体は限定されておらず、その視点も固定的なものではなく、広がりのあるものである。これを大学通りについていえば、大学通りは公道であり、徒歩や車椅子で通行する人（中略）等、その視点には様々な状況が考えられるし、視点の位置も多数である。」（同号47頁）と判示している。

4) 障害者権利条約は、2006年（平成18年）12月13日、国際連合総会（ニューヨーク）において採択された。日本は、2007年（平成19年）9月28日この条約に署名し、この条約は、2008年（平成20年）5月30日に発効した。この条約が日本において発効するのに備え、国内法の整備がされてきた。

健全で恵み豊かな環境を人に与えることを目的とする法や政策、その現実の運営の仕方は、障害者権利条約とこれに基づいた国内法の理念、施策と整合しているであろうか。

I ユニバーサルデザインの法

1 ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインは、「全ての年齢や能力の人々に対し、可能な限り最大限使いやすい製品や環境のデザイン」と説明されている⁵⁾。

ユニバーサルデザインと似た状況で使われるバリアフリーは、「高齢の人や障害のある人が社会への関わりを持とうとしているときに社会の側でそれを妨げてしまう現実があることの認識のもとに、その妨げるものをバリア（障壁）と呼んで、バリアをなくすこと（バリアフリー）で社会に関わりやすくする環境を整えようという考え」である⁶⁾。

ユニバーサルは、バリアフリーのように高齢の人や障害のある人だけを対象とするのではなく、みんなにとっていいものを考えようというところからスタートしている。したがって、ユニバーサル・デザインは「みんなのためのデザイン（Design for all）」とも言われている⁷⁾。

5) 川内美彦『ユニバーサル・デザイン バリアフリーへの問いかけ』（学芸出版社・2001年）7頁。

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律3条1項の規定に基づく2011年（平成23年）3月31日国家公安委員会・総務省・国土交通省告示1号）一1の第3文は、「また、移動等円滑化の促進は、高齢者、障害者等の社会参加を促進するのみでなく、『どこでも、誰でも、自由に、使いやすく』というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、全ての利用者に利用しやすい施設及び車両等の整備を通じて、国民が生き生きと安全に暮らせる活力ある社会の維持に寄与するものである。」となっている。

障害者権利条約における定義については後述する。

6) 川内・前掲5) 7-8頁。

7) 川内・前掲5) 8頁。

ユニバーサルデザインは、アメリカのノースカロライナ州立大学ユニバーサル・デザイン・センターの建築家・工業デザイナーであった故ロナルド・メイが提唱した考え方であり、同人らによって、7つの原則とそれぞれに対する指針が示されている⁸⁾。ここでは、それらをよりわかりやすい言葉で示している立石信雄の「ユニバーサルデザインの7原則」を引用する⁹⁾。

- ① 誰にでも公平に利用できること
- ② 使う上で自由度が高いこと
- ③ 使い方が簡単ですぐに理解できること
- ④ 必要な情報がすぐに理解できること
- ⑤ うっかりミスや危険につながらないデザインであること
- ⑥ 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること
- ⑦ アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

立石は、「ユニバーサルデザインは『デザイン』という名がついているが、その意味するところは非常に広く、単なるデザインのトレンドやテーマだけではなく、製品の企画、開発、生産そして後のユーザーの使用段階までを対象とする総合的な活動である。」という¹⁰⁾。

ユニバーサルデザインの身近な例としてしばしば挙げられるのが、シャンプーとリンス・トリートメントの容器である。

シャンプーの容器には、容器の横の面の両側でちょうど手で持つときにさわる部分に一列に凹凸をつけるというデザインがある。これは、もともとは、目でラベルの記載内容を確認することができない人たちのことを考えていたのであろう。しかし、目でラベルを確認することができる人たちにとっても、シャンプーとリンス・トリートメントなどの区別が、触覚でわかるからありがたい

8) 川内・前掲5) 186頁。

9) 立石信雄『企業の作法【CSRが拓く企業の未来】』（実業之日本社・2006年）201-202頁。

10) 立石・前掲9) 208頁。

デザインである。このようなデザインは、より多くの人にとってありがたいものであるから、ユニバーサルデザインといえる¹¹⁾。

牛乳パックの上部の三角の部分の頂点には、中央から端によったところに、小さい半月形に切除されているデザインがある。これは、この切除されている側と反対側が牛乳パックの開ける口であることを示している。この切除部分は、目で見てもはっきりしているから、触覚に頼らない人にとってもわかりやすい。

駅のホーム・ドアもユニバーサルデザインである。駅のプラット・ホームは、電車が結構速いスピードで進入してくる。混雑する時間帯では、ホームの端すれすれを人が歩くこともあり、そのときは、かなり危険な状況になり、運転士も警笛をならす。駅の放送では、ホームの端を歩かないように繰り返し注意をしている。ホーム・ドアは、ホームの線路際のところに設置されたドアであり、ドアではないところは、低い壁のようにになっている。

多くの視覚に不自由な人がこれまでホームから転落して犠牲になったであろうから、ホーム・ドアは、一次的には、そのようなことを防止しようとしているのであろう。聴覚の不自由な者にとっても、ホーム・ドアは安心であらう。しかし、それにとどまらない。体調が悪くなり急にふらつく人、酔っている人などの転落も多い。ホームには、意外に傾斜がついているところがあり、車椅子やベビーカー、キャスター付きバッグなどが、自然に動き出すこともある。ホーム・ドアがないと、転落の危険がある。ホーム・ドアは、ユニバーサルデザインの一例といえよう。

2 ユニバーサルデザインの条約と法律

障害者権利条約2条は、「意思疎通」「言語」「障害に基づく差別」「合理的配慮」を定義したあとで、「ユニバーサルデザイン」を以下のように定義している。

11) シャンプーや洗剤の容器のデザインは環境の面からも重要である。詰替ができる容器であれば、2回目からは、詰替用の容器を求めればよく、この容器はやわらかい性質の材料で作られているものが多く、詰め替えたあとおりたためば、容積が小さくなり、運搬するにも処分するにも、使うエネルギーを少なくすむから、環境にとって望ましい。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

同条約 4 条は条約の一般的義務について規定しており、ユニバーサルデザインに関するところは同条 1 項 (f) である。その内容は次のとおりである。

第 2 条に規定するユニバーサルデザインの製品、サービス、設備及び施設であって、障害者に特有のニーズを満たすために必要な調整が可能な限り最小限であり、かつ、当該ニーズを満たすために必要な費用が最小限であるべきものについての研究及び開発を実施し、又は促進すること。また、当該ユニバーサルデザインの製品、サービス、設備及び施設の利用可能性及び使用を促進すること。さらに、基準及び指針を作成するに当たっては、ユニバーサルデザインが当該基準及び指針に含まれることを促進すること。

障害者基本法は、障害者権利条約を受け、ユニバーサルデザインの考え方が盛り込まれている¹²⁾ ¹³⁾。同法 1 条は、同法の目的を以下のとおり規定している。

この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参

12) この法律制定に至る経緯は次のとおりである。1949 年（昭和 24 年）に身体障害者福祉法が制定され、その後、心身障害者対策基本法が 1970 年（昭和 45 年）に制定された。同法は、1993 年（平成 5 年）の改正により題名も、現在の障害者基本法となった。同法は、2005 年（平成 17 年）と 2011 年（平成 23 年）に改正を経ている。これらの改正は、国連障害者権利条約に対応するものである。この障害者基本法の下に実施法、政令、省令がある。さらに、自治体により、条例が定められている。

加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定める等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

障害者基本法2条は、1号において障害者を、同条2号において社会的障壁を次のように定義している。

1号 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2号 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

障害者基本法は、3条から5条において、共生社会実現のための基本原則を定めている。3条は、この基本原則の1番目として「地域社会における共生等」の見出しの下に次のとおり規定している。

第1条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわし

13) ユニバーサルデザインは、条例のレベルにおいても、法律を明示的に受け、あるいは、明示的には受けず、まちづくりなどに関し、様々な内容のものが制定されている。2007年（平成19年）4月1日から、「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」が施行された。同年3月20日（一部同年10月1日）から「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」が施行され、最近では、2013年（平成25年）4月1日、「熊本市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」が施行されている。この条例の1条は、後述のバリアフリー新法13条1項の規定に基づき、この条例を定めることを規定している。

い生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 1号 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 2号 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 3号 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

環境の保全に関する活動は、1号の「あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」におけるあらゆる分野の活動のなかに含まれる。健康や身の回りの生活に関する環境の状況を示す情報の取得又は利用は、3号の「情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会」に含まれる。

また、障害者基本法4条は、共生社会実現のための2番目の基本原則の内容を、「差別の禁止」の見出しの下に次のとおり規定している。

- 1項 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- 2項 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- 3項 国は、第1項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要な情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

障害者基本法4条1項は、上記のように障害を理由とする障害者への権利利益の侵害行為を禁止している。国が環境保全のための政策を遂行するに当たり、念頭におくべきことである。同条2項は、1項の差別禁止政策をすすめ、社会的障壁の除去についての配慮をしなければならないことを規定している。障害者が障害のない者と同じ環境の恵みを受けることができるように、国が積極的な措置をとることをしなければならない。同条3項は、1項の差別禁止政策をさらにすすめるために情報の収集、整理、提供を行うことを義務付けている。

なお、同法5条は、共生社会実現のための3番目の基本原則の内容を、「国際的協調」の見出しの下に次のとおり規定している。

第1条に規定する社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならない。

3 アクセシビリティの条約と法律

ユニバーサルデザインにとってアクセシビリティは重要な要素である。

アクセシビリティについて、障害者権利条約9条は、施設及びサービスの利用の容易さ（原文は Accessibility アクセシビリティ）を規定する。その1項は次のとおりである。2項は省略する。

締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信（情報通信機器及び情報通信システムを含む。）並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

(a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設（学校、住居、医療施

設及び職場を含む。)

(b) 情報、通信その他のサービス（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。)

同条約 21 条は、「表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会」という見出しにおいて、締約国がとるべき措置を規定している。そのうち (a) は、「障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用しやすい様式及び機器により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること。」と規定している。

アクセシビリティについては、障害者基本法 22 条が「情報の利用におけるバリアフリー化等」の見出しの下に、国と地方公共団体及び関係する事業者に対して次のように求めている。これは、障害者権利条約 9 条を受けている。

国と地方公共団体の義務は、この障害者基本法 22 条 1 項と 2 項に以下のよう規定されている。

- 1 項 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。
- 2 項 国及び地方公共団体は、災害その他の非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用を推進に当たっては、障害者の利用の便宜を図られるよう特に配慮しなければならない。

また、事業者の義務は、同条 3 項に以下のよう規定されている。

電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

障害者基本法を受け、ユニバーサルデザインとくにアクセシビリティに関する実施法が制定されている。「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）は、1994年（平成6年）に制定された。さらに、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）が2000年（平成12年）に制定された。そして、2006年（平成18年）6月、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が制定され（同年12月20日施行）、ハートビル法と交通バリアフリー法は廃止された。

アクセシビリティの促進は、「都市の低炭素化の促進に関する法律」（2012年（平成24年）9月5日公布）にもみられる。同法3条1項に基づいて定められた「都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針」（経済産業省・国土交通省・環境省告示118号）のなかの、2（2）①「都市機能の集約化のための施策の方向性」には、様々な施設がバリアフリー化されることが唱えられている。同2（2）②「公共交通機関の利用促進のための施策の方向性」には、公共交通機関のバリアフリー化が唱えられている。

同様の指摘は、同基本方針3（2）の、低炭素まちづくり計画の目標達成のために必要な事項の記載にもある。低炭素化社会を実現するためにもユニバーサルデザインの観点が求められている。

なお、司法へのアクセスについて、障害者権利条約は、とくに規定をおいている。障害者権利条約13条の内容は、「司法手続の利用の機会」の見出しで次のとおり定めている¹⁴⁾。

1項 締約国は、障害者が全ての法的手続（捜査段階その他予備的な段階を含

む。)において直接及び間接の参加者(証人を含む。)として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮が提供されること等により、障害者が他の者との平等を基礎として司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保する。

- 2 項 締約国は、障害者が司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保することに役立つため、司法に係る分野に携わる者(警察官及び刑務官を含む。)に対する適当な研修を促進する。

障害者基本法 29 条は、障害者権利条約 13 条を受け、「司法手続における配慮等」の見出しにおいて、次のように規定している。

国又は地方公共団体は、障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となった場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となった場合において、障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない。

この 29 条によれば、障害者が環境にかかわる権利、利益を侵害されたり、侵害されそうになったときに、民事訴訟や行政訴訟を起こす場合、障害者が十分に権利を行使できるような措置を国はとらなくてはならない。

14) 司法へのアクセスについては、市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)に規定がある。この規約は、障害者権利条約が採択された 2006 年(平成 18 年)から 40 年前の 1966 年(昭和 41 年)に採択され、日本においては 1979 年(昭和 54 年)に公布された。同規約 14 条 1 項 I 文は、「すべての者は、裁判所の前で平等とする。」と規定する。

II ユニバーサルデザインの環境法

1 緊急時における環境情報の提供

環境基本法の実施法の1つである大気汚染防止法23条の見出しは、「緊急時の措置」であり、その1項において、緊急時の措置を定めている。都道府県知事は、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令（同法施行令11条1項、別表第5の上欄と中欄）で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させなければならない。例えば、浮遊粒子状物質についていえば、大気中における量の1時間あたりの値が1立法メートルにつき、2.0ミリグラム以上ある大気の汚染の状態が2時間継続した場合である。

この場合の周知させなければならない「一般」には、上記のように情報の収集方法に制約がある者がいるから、都道府県知事は、そのことを踏まえた周知方法をとることが求められる。同じく環境基本法の実施法である水質汚濁防止法18条、同法施行令6条にも緊急時の措置に関する大気汚染防止法と同種の規定がある。

「一般に周知させ」ということは、情報を受け取る側が本当に理解することができること、もしその情報に関して何か聴きたいことがあれば、容易に聴くことができること、などを含むであろう。視覚について不自由な者、聴覚について不自由な者、その双方について不自由な者、身体を動かすことについて不自由な者、その他いろいろな面で不自由をしている者がいることを前提として、それらの人々が実際にはどのように情報を受け取り、質問をしたときにはどのような手段があるのかなどについて、事前に十分検証しておかなければならない¹⁵⁾。

1999年（平成11年）茨城県東海村核燃料臨界事故の際、聴覚障害者を訪問したり、ファックスで情報を伝えるなどの対応策がとられなかったという指摘

15) 情報の収集・理解力への配慮という意味では、日本語を理解できない人々への周知ということも同様に考えられる。

がある¹⁶⁾。

2011年(平成23年)3月11日における避難はどうであったのか。聴覚障害者は外見からは理解されず、情報の伝達は携帯メールがたよりになってしまったこと、視覚障害者への広報には困難なところがあったこと、知的・精神的障害者が避難所に行けなかったという事情があった¹⁷⁾。

2012年(平成24年)6月27日に公布された「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」(議員立法)は、被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与することを目的とし(1条)、基本理念を定める2条1項において、「被災者生活支援等施策は、東京電力原子力事故による災害の状況、当該災害からの復興等に関する正確な情報の提供が図られつつ、行われなければならない。」と規定し、12条において、「国は、第8条から前条までの施策に関し具体的に講ぜられる措置について、被災者に対し必要な情報を提供するための体制整備に努めるものとする。」と規定している。

情報の正確な提供は、あらゆる人について同じようにされなければならないことをここで確認したい。

2 環境白書・環境影響評価書類

環境省は、様々な環境に関連する情報を発信する。その受け手には多くの不自由をしながら生きている人々がいる。例えば、音声読み上げソフトが正常に機能するように配慮したインターネット情報を発するべきであるし、すべての者が同じように文章を読み取ることができないということを考えると、正確性

-
- 16) 井上滋樹『ユニバーサルサービス』(岩波書店・2004年)59頁、臨界事故の体験を記録する会編『東海村臨界事故の街から 1999年9月30日事故体験の証言』(旬報社・2001年)156頁、草地達也氏へのインタビュー「弱者は何が起きても後まわし」。同氏は、移動障害により5歳から車イスを使用している。同氏へのインタビューの内容は、障害をもつ人の避難の際に、後まわしにされる、つまり公平に扱われないということも指摘している。
- 17) 朝日新聞特別報道部『プロメテウスの罠4 徹底究明! 福島原発事故の裏側』(学研パブリッシング・2013年)12-32頁、第19章残された人々(岩堀滋執筆)。

に問題を起こさない限りで最大限わかりやすい文章をあまり小さくない文字で表さなければならぬだろう。ホームページなどに使われている色のコントラストについても、工夫が必要である¹⁸⁾。

環境法は、政府や企業に対し、様々な情報を提供することを求めている。政府は、その環境保全に対する取組みの状況を国民に明らかにすることにより、政策をより進展させる反応を期待できる。企業にとっては、環境保全に対する取組みの状況を社会に発信すれば、消費者から評価され、その製品市場において有利になる。この情報発信の際は、障害者基本法3条3号の規定する基本原則、すなわち、意思疎通のための手段についての選択の機会の確保、情報の取得又は利用のための手段についての機会の拡大を図ること、を踏まえなければならないことになる。環境基本法12条は、国がいわゆる白書を作成し国会に提出することを義務付けている。これは、国民にも公開されている。この媒体が紙だけであるときは、視覚が不自由な者にとって内容を理解することが困難であったが、ホームページにデータが掲載されることにより、音声読み上げソフトを利用すれば、読める状況にはなっているといえるであろう。しかし、グラフや写真、絵などの情報はどのように伝達されるのであろうか。

総務省東海総合通信局のHP（2014年3月4日検索）は、ウェブアクセシビリティについて解説している。画面読み上げソフトの音声を聞く者にやさしい、つまり、正確に画面読み上げソフトが読み上げることができる文章について解説をしている。あらゆる情報の発信についていえることであり、環境の情報発信についてもあてはまることである。

18) 松江地方裁判所のHPを見ると、2012年（平成24年）2月7日に開催された、松江地方裁判所委員会（第22回）議事録概要が掲載されており、委員の3番目の発言「健常者とそうでない人と差をつけないユニバーサルデザインという考え方に基づいて、ウェブサイトを作成すべきである。」に対し、裁判所の事務担当者は、「現在のウェブサイトでは、視覚障害者のために黒と赤以外の文字は使わない、青色はリンク指定に使うなどといったことが決められている。」と答えている。委員の6番目の発言では、「目の不自由な方に音声読み上げソフトを用いてウェブサイトを体験してもらえば、我々が気付かないようなことを指摘していただけると思う。」という指摘もある（2014年5月22日検索）。

環境基本法 20 条は、「環境影響評価の推進」という見出しのもとに、国が大規模な工事などをする事業者に対し、環境影響評価をしてその結果に基づいて事業に関係する環境保全を適正に配慮することを推進するために必要な措置をとることを求めている。この措置は、環境影響評価であり、国は、1997 年（平成 9 年）、「環境影響評価法」（アセス法）を制定・公布し、1999 年（平成 11 年）6 月 12 日から施行された。

このアセス法は、2011 年（平成 23 年）の改正により、以前は紙媒体で作成されていた多くの書類（情報）がインターネットにおいて公開されることになった（方法書については同法 7 条、同法施行規則 3 条の 2、準備書については同法 16 条、同規則 7 条の 2 第 1 項、評価書については同法 27 条、同規則 15 条の 2 第 1 項）。アセス法施行規則 3 条の 2 に規定する公表の方法は、事業者のウェブサイトへの掲載（1 号）、関係都道府県の協力を得て、関係都道府県のウェブサイトに掲載すること（2 号）、関係市町村の協力を得て、関係市町村のウェブサイトに掲載すること（3 号）である。アセス法における環境情報へのアクセスは改善されている。

3 環境教育・広報活動・NGO

環境基本法 25 条は、国の義務として、国民に対する環境教育と環境学習の振興、環境に関する広報活動を充実し、国民の環境に関する理解を深め、環境により活動をする意欲がわくような措置をとることを挙げている。

環境教育や学習の資料や教材、広報のやり方、その内容は、インターネットを利用するなどユニバーサルデザインへの配慮が必要である。

同法 26 条は、NGO の自発的な活動の促進のために国が果たすべき義務を規定しているが、NGO の活動の全般にわたって配慮が求められる。サポーターに送るニュースレターも、様々な状況にある者が情報を受けることができるものであることが必要である。

同法 27 条は、25 条、26 条を踏まえた情報の適切な提供義務を国に課しているが、ここにおける「適切な」ということのなかには、様々な状況にある人間

を意識したもの含まれているであろう。

環境基本法の実施法である「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（2004年（平成16年）制定）は、特定事業者の作成する環境報告書、特定事業者の作成する環境報告書、各省各庁の長、地方公共団体の長による環境配慮の状況の公表の方法として、電子データ、インターネットによることを定めている（同法2条4項）。

環境基本法の実施法である「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（2003年（平成15年）制定）21条の4第2項は、環境保全に係る協定の内容の公表の方法の1つとして、まず、インターネットを挙げている。

おわりに

様々な障害をもっている人が、普通に暮らし、自然の恵みを受け、環境を含む生活に必要な情報を確実に受け取り、環境に関連した裁判に訴えなければならなくなったときは、特別に面倒なことをすることなく裁判を受け、権利を実現することができる社会をつくること、これも環境法の目標であるといえるであろう。そしてこの目標は、国民一人一人にとっても同じである。

注5に挙げた移動等円滑化の促進に関する基本方針の末尾は「4 国民の責務（心のバリアフリー）」という見出しのついた文章でしめくられている。そこには2つの文章があるが、ここでは、そのうちのはじめの方を引用する。

国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性並びにそのために高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現することの必要性について理解を深めるよう努めなければならない。その際、外見上わかりづらい聴覚障害、内部障害、精神障害、発達障害など、障害には多様な特性があることに留意する必要がある。

この移動等円滑化の促進に関する基本方針は、高齢者、障害者等の移動の円

滑化の促進に関する法律 3 条 1 項の規定に基づくものであるが、国民の責務として記載されている内容は、私たちが深く受け止めるべきものをもっている。